

6 在宅療養支援

医療は受ける場所によって ①外来診療 ②入院医療 ③在宅医療の3つに分かれます。

●在宅医療

在宅医療の大きなメリットは、住み慣れた自宅や地域で安心して自分らしい生活を送りながら医療を受けられることです。

がんの在宅医療は、訪問診療と往診、訪問看護の組み合わせによって、かなりの領域の対応ができます。また、がん医療は、外科療法・放射線療法・化学療法・緩和ケアに大別できますが、在宅医療の場合には、専門的かつ本格的な疼痛管理や緩和ケアが受けられます。痛みのある場合には、在宅で医療用麻薬（モルヒネ等）や鎮痛剤を使用した鎮痛療法も行われます。在宅で医療用麻薬を使用している方に対しては、薬剤師が訪問し、その服薬や保管の状況を確認し、指導していきます。

病状次第では、40歳以上であれば介護保険制度も活用でき、医療と介護が連携して在宅での療養生活を支える仕組みがあります。地域によって体制が異なる場合がありますので、下記の相談窓口へご相談ください。

●相談窓口

かかりつけ医療機関の地域医療連携室、がん相談支援センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、市町村

【コラム5】訪問診療と往診

訪問診療とは、あらかじめ医師が診療計画を立て、患者さんの同意を得て定期的に自宅等を訪問し、診療を行います。

往診とは、突発的な病状の変化などに対して医師が患者さんの求めに応じ、自宅等を訪問し診療を行うことをいいます。

【コラム6】医療用麻薬について

医療用麻薬は大麻や覚せい剤などとは全く別のものです。医療用麻薬は痛みがある状態で医師の管理のもとで適切に使う限り中毒になることはありません。

また、長期間使用しても効果がなくなることはなく、余命に影響がないことも確認されています。主な副作用（便秘、吐き気、眠気）は対処可能です。

●薬の形

- ・飲み薬(錠剤・カプセル・散剤・水剤)・舌下錠・バツカル錠(口腔内で溶ける薬)・貼り薬・坐薬・注射剤

●在宅療養を支援する施設や職種

【地域包括支援センター】

在宅療養に関するさまざまな制度の利用や福祉の相談に応じます。

【がん相談支援センター】

あなたの治療と療養におけるさまざまな相談に応じます。

【市区町村の窓口】

役所の窓口で、医療や介護における、さまざまな助成制度などの申請や相談に応じます。

●担当医（病院）

治療や体の状態のことで、何か異変などがあったときに対応します。

●訪問看護師

症状を緩和するためのケアをご自宅で行います。患者さん・ご家族にじっくりと関わり、療養生活を支えます。

●在宅医（在宅療養支援診療所）

定期的に訪問診療し、緊急時などに対応します。また専門的な治療を行った病院の担当医と連携し、必要に応じて再入院の調整などもします。

●理学療法士・作業療法士

日常生活を送る上での基本的な動作の回復や機能の低下の予防をはかります。

●薬剤師

薬の説明をしたり、使用法・副作用に関する相談に対応します。

●ホームヘルパー

訪問して、日常生活の介護や買い物、掃除などの家事の援助を行います。

●歯科医・歯科衛生士

歯や、口のケアなどの相談に応じます。

●ケアマネジャー

在宅療養でどんな支援を受けられるか、一緒に考えて計画を立てます。(介護保険の対象者のみ)

● 在宅療養支援診療所

在宅療養支援診療所とは、患者さんの在宅療養を支える診療所です。患者さんや家族からの連絡に365日24時間体制で応じ、必要な場合には訪問診療（往診）を行い、ほかの医療機関や訪問看護ステーション、さらにはケアマネジャーとも連携をとりながら、患者さんが安心して療養生活を送ることができる態勢を整えます。また状態が急変したときには病院医師と連携し、治療法の相談や再入院の手配を行います。

● 訪問看護ステーション

通院や外出が困難な患者さんのために、看護師が自宅を訪問して、医師の指導に基づく診療の補助や、患者さんの健康管理や相談などを行うサービスを「訪問看護」といいます。この訪問看護を提供する事業所を「訪問看護ステーション」といいます。

訪問看護では、血圧や体温などから患者さんの健康状態をチェックしたり、痰（たん）の吸引や褥瘡（じょくそう：床ずれ）の処置といった医療的処置、医療機器の管理や療養上の世話（入浴介助、体の清拭〔せいしき：体を拭くこと〕など）などを行います。希望される際は、地域のかかりつけ医やがん相談支援センターに相談してみましょう。

訪問看護は、介護保険や医療保険により利用することができます。利用者はサービス料金の一部が自己負担となります。

●介護保険

在宅の療養時には、介護が必要になったり、ベッドや車いすなどの福祉用具が必要になることがあります。病気や加齢などで介護を必要とする状態となっても尊厳を保持し、できる限り自立した日常生活を過ごしていただけるよう必要なサービスを提供する制度です。

●対象者

65歳以上の方

介護が必要となった原因を問わず、給付対象です。

40歳～65歳未満の方

16の特定疾病に該当し、介護を必要とする場合です。

*がんと診断された患者さんは状態により介護保険の利用が可能です。

●サービスの利用料

ケアプランに基づいて介護（介護予防）サービスを利用した場合、原則としてサービス費用の1割～3割が利用者負担になります。

●相談窓口

お住まいの自治体の介護保険担当課、地域包括支援センター（P65～69参照）、がん相談支援センター、かかりつけ医療機関の医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等

【コラム7】介護タクシーと福祉タクシー

介護タクシーは、介護保険（要介護1以上の方）で利用できます。利用目的は通院や行政手続きなど制限があります。利用するためにはケアマネジャーへ相談が必要です。

福祉タクシーは介護保険を利用しません。通院や外食などの外出、デパートへの買い物等にも利用できます。利用される際は各福祉タクシーの事業所への連絡が必要です。

介護サービス一覧

居宅サービス	自宅で利用	訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護員（ヘルパー）が自宅等へ訪問し、調理・洗濯・掃除等の生活援助や入浴・排せつ・食事等の身体介護を行う 通院等を目的とした介護タクシーも利用できる
		訪問入浴介護	移動入浴車等が自宅等を訪問し、入浴サービスを提供する
		訪問看護	看護師等が自宅等へ訪問し看護ケアを提供し、療養生活を支援する（詳しくは『6 在宅療養 訪問看護ステーション』（P. 58）参照）
		訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が自宅等を訪問し、理学療法、作業療法等のリハビリ等を提供する
		居宅療養管理指導	医師や歯科医師が自宅等を訪問し療養上の管理や指導を提供する 医師や歯科医師の指示により、薬剤師や管理栄養士、歯科衛生士等が自宅を訪問し、管理や指導を提供する
	自宅から出かけて利用	通所介護 (デイサービス)	事業所へ通い、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の支援や機能訓練等を受けることができる
		通所リハビリテーション	病院や診療所、介護老人保健施設へ通い、理学療法、作業療法等のリハビリを受けることができる
		短期入所生活介護	介護老人福祉施設等へ短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の支援や機能訓練等を受けることができる
		短期入所療養介護	介護老人保健施設等へ短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療等を受けることができる
		特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホーム等に入居して、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができる

地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、短時間の定期的な巡回や利用者等からの通報を受けて随時、介護や看護を提供する
	夜間対応型訪問介護	夜間にヘルパーが自宅等を訪問し、入浴・排せつの介護等を行う
	地域密着型通所介護	おおむね定員18名以下の小規模な通所介護（デイサービス）
	小規模多機能型居宅介護	状態や希望に応じて『訪問』『通い』『泊まり』を組合せ、入浴・排せつの介護など日常生活上の支援や機能訓練等を提供する

地域密着型サービス	看護小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、訪問看護を提供
	認知症対応型通所介護	認知症の利用者が事業所へ通い、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の支援や機能訓練等を受けることができる
	認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	認知症の利用者が入居して、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の支援や機能訓練等を受けることができる
	地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員29名以下の、指定を受けた有料老人ホーム等
	地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護 （特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で自宅では介護が困難な方が入所して、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができる施設（定員29名以下）

施設サービス	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で自宅では介護が困難な方が入所して、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができる施設（定員30名以上）
	介護老人保健施設	病状が安定しリハビリ等に重点を置いた方が入所して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の支援を受けながら、在宅復帰を目指す施設
	介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設 医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられる
	介護療養型医療施設 （介護療養病床）	病状が安定し長期療養を必要とする方が入所して、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療を受けることができる医療施設（今後、廃止が予定されている）

*各々の施設で入所基準は異なります

生活環境を整えるサービス	福祉用具貸与	日常生活の自立支援を目的として、福祉用具の選定・取付け・調整等を行い、貸与するサービス
	特定福祉用具販売	指定された事業者から特定の福祉用具を購入したときに、年間10万円を上限に費用が支給される（事前の申請が必要）
	住宅改修費支給	日常生活の自立支援を目的として、手すりの取付けなど所定の住宅改修をしたときに、20万円を上限に費用が支給される（事前の申請が必要）

●障害者総合支援法

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の障がいの種別にかかわらず、一元的に提供されるサービスです。

がんの治療により、身体障害者手帳の交付対象となる場合があります。

身体障害者手帳の交付対象疾患例

疾患	状態
頭頸部がん (鼻、口、のど、あご、 耳などの部分にできる がん)	喉頭部摘出により声を出すことができなくなった場合、腫瘍切除等による顎、口腔、咽頭喉頭の欠損により経口摂取ができない場合など
肺がん	呼吸機能が低下し、在宅酸素療法が必要となった場合など
直腸がん等	人工肛門（ストーマ）を造設された場合など
膀胱がん 腎臓がん等	回腸導管造設術などストーマ造設された場合など
骨肉腫	四肢の切断を行った場合など

※身体障害者手帳の交付申請手順については P.81 をご参照下さい

【コラム 8】共生型サービスについて

一つの事業所で、介護保険と障害福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障がい福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなります。

(逆の場合も同じ)

提供される福祉サービスの内容

自立支援給付	介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排泄の介護等を行う
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を要する方に自宅で介護や移動支援などを総合的に行う
		同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に外出支援を行う
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避する為に必要な支援、外出支援を行う
		重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に居宅介護等サービスを包括的に行う
		短期入所(ショートステイ)	介護者が病気の場合等に短期間、夜間も含めて施設で介護等を行う
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護	常に介護を要する人に昼間、入浴・排泄・食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日入浴・排泄・食事の介護等を行う
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援		一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う	

自立支援給付	訓練等給付	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
		共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
相談支援事業	障がい福祉サービスの利用に関する相談や、サービス事業者等との連絡調整などを行う 【事業】計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援		
地域生活支援事業	能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう市町村を中心に地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた取組みを行う 【事業】相談支援事業、日常生活用具給付等事業等 (例) 日常生活用具の給付申請を行うことで、喉頭摘出された場合人工喉頭、ストーマ造設された場合ストーマ用品等の給付を、受けることができる		
	移動支援	円滑に外出できるよう移動を支援	
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設	
	福祉ホーム	住居を必要としている人に低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う	
自立支援医療	心身の障がい除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）		
補装具	障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期的にわたり継続して使用されるもの等（義肢、装具、車いす等） (例) 骨肉腫による四肢切断等を行った場合、義肢や車いすなどが支給されることがある		

●相談窓口

がん相談支援センター、かかりつけ医療機関の医療ソーシャルワーカー、お住まいの自治体の障がい福祉担当課

●自治体の任意事業

介護保険や障害者総合支援法によるサービスの利用は年齢や身体の状態、疾患等により制限があります。

自治体によっては家事援助事業や緊急通報システム等の提供を任意で取り組んでいる自治体があります。実施している事業内容は各自治体によって異なりますので、詳しくはお住まいの各自治体へお問い合わせください。

また、各市町村には地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を総合的に支援することを目的に地域包括支援センターが設置されています。

自治体介護保険・高齢者福祉担当課、地域包括支援センター一覧

	自治体	介護保険担当課	地域包括支援センター	
1	熊本市	高齢福祉課	096-328-2963	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本中央校区：壺川、城東、慶徳、一新、五福 096-319-0222
				熊本市高齢者支援センターささえりあ 本荘校区：向山、本荘、春竹 096-221-3242
				熊本市高齢者支援センターささえりあ 子飼校区：碩台、黒髪 096-243-2233
				熊本市高齢者支援センターささえりあ 天神校区：白川、大江、白山 096-327-9327
				熊本市高齢者支援センターささえりあ 水前寺校区：出水、出水南、砂取 096-362-0065
				熊本市高齢者支援センターささえりあ 帯山校区：託麻原、帯山、帯山西 096-241-0230
				熊本市高齢者支援センターささえりあ 尾ノ上校区：尾ノ上、東町、健軍東、山ノ内、月出 096-331-6355

	自治体	介護保険担当課	地域包括支援センター
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 保田窪 校区：西原、託麻西 096-387-8201
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 託麻 校区：託麻東、託麻北、託麻南、長嶺 096-282-8249
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 江津湖 校区：画図、健軍、泉ヶ丘 096-214-6888
			熊本市高齢者支援センターささえりあ あさひば 校区：秋津、若葉、桜木、桜木東 096-360-5550
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 三和 校区：高橋、池上、城山 096-329-6743
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 井芹 校区：城西、花園、池田 096-311-5311
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 花陵 校区：古町、春日、白坪 096-247-6030
1	熊本市	高齢福祉課	096-328-2963 熊本市高齢者支援センターささえりあ 金峰 校区：芳野、河内 096-277-2588
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本西 校区：小島、中島 096-329-2016
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 富合 校区：富合 096-358-5556
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 幸田 校区：御幸、田迎、田迎南、田迎西 096-370-5055
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本南 校区：力合、力合西、城南、川尻、日吉、日吉東 096-358-7222
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 飽田 校区：飽田東、飽田南、飽田西 096-227-1695
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明 校区：中緑、銭塘、奥古閑、川口 096-223-2660
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 城南 校区：杉上、隈庄、豊田 0964-28-1131

	自治体	介護保険担当課		地域包括支援センター
1	熊本市	高齢福祉課	096-328-2963	熊本市高齢者支援センターささえりあ 植木校区：植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底 096-272-6914
				熊本市高齢者支援センターささえりあ 北部校区：川上、西里、北部東 096-275-6355
				熊本市高齢者支援センターささえりあ 清水・高平校区：清水、高平台 096-343-0170
				熊本市高齢者支援センターささえりあ 新地校区：城北、麻生田 096-288-4800
				熊本市高齢者支援センターささえりあ 武蔵塚校区：龍田、武蔵、弓削、龍田西、楠、楡木 096-339-8130
2	八代市	介護保険課 (高齢者支援課)	0965-32-1715 (0965-33-4436)	八代市第1地域包括支援センターふるさと地区：鏡・東陽・泉 0965-53-2601
				八代市第2地域包括支援センターやまびこ地区：太田郷・昭和・龍峯・千丁 0965-30-8071
				八代市第3地域包括支援センターだいち地区：松高・八千把 0965-45-5568
				八代市第4地域包括支援センターしおかせ地区：代陽・八代・麦島・郡築 0965-37-3337
				八代市第5地域包括支援センターくまがわ地区：植柳・高田・金剛・宮地 0965-35-1111
				八代市第6地域包括支援センターおれんじ地区：日奈久・二見・坂本 0965-38-3373
3	人吉市	高齢者支援課	0966-22-2113	0966-24-9193
4	荒尾市	保険介護課 (福祉課)	0968-63-1418 (0968-63-1406)	0968-63-1177
5	水俣市	いきいき健康課	0966-63-3051	0966-62-3030
6	玉名市	高齢介護課	0968-75-1339	0968-71-0285
7	山鹿市	長寿支援課	0968-43-1180	0968-43-1077
8	菊池市	高齢支援課	0968-25-7215	0968-25-7216
9	宇土市	高齢者支援課	0964-27-3321 (0964-27-3320)	0964-24-1555
10	上天草市	高齢者ふれあい課	0969-28-3360	0969-28-3378

自治体		介護保険担当課		地域包括支援センター
11	宇城市	高齢介護課	0964-32-1406	0964-25-2015
12	阿蘇市	ほけん課	0967-22-3145	0967-32-5122
13	合志市	高齢者支援課	096-248-1102	096-248-1126
14	天草市	高齢者支援課	代表 0969-23-1111 直通 0969-24-8806	天草東地域包括支援センターあじさい 地区：本渡東・有明・御所浦・倉岳・栖本 0969-66-2266
				天草牛深地域包括支援センターすいせん 地区：牛深東・牛深西・牛深南・天草町大江向 0969-72-1133
				天草西地域包括支援センターさざんか 地区：天草（一部大江向を除く）・河浦 0969-76-1611
				天草南地域包括支援センターうぐいす 地区：本渡稜南・新和 0969-24-4115
				天草北地域包括支援センターきずな 地区：佐伊津町・旭町・五和町 0969-32-2115
				天草中央地域包括支援センターなでしこ 地区：本渡北（佐伊津・旭町を除く）・本渡南・本町 0969-66-9300
15	美里町	福祉課	0964-47-1116	0964-47-7005
16	玉東町	保健介護課 （町民福祉課）	0968-85-6557 (0968-85-3183)	0968-85-6242
17	和水町	福祉課	0968-86-5724	0968-86-5724
18	南関町	健康推進課 （福祉課）	0968-57-8591 (0968-57-8503)	0968-69-9760
19	長洲町	福祉保健介護課	0968-78-3144 (0968-78-3135)	0968-78-3114
20	大津町	介護保険課	096-293-3511	096-292-0770
21	菊陽町	介護保険課	096-232-2508	096-232-2366
22	南小国町	福祉課	0967-42-1117	0967-25-6877
23	小国町	町民課	0967-46-2116	0967-46-2116
24	産山村	健康福祉課	0967-25-2212	0967-25-2212
25	高森町	健康推進課	0967-62-2910	0967-62-2055
26	南阿蘇村	健康推進課	0967-67-2704	南阿蘇村久木野包括支援センター 地区：久木野、白水 0967-67-3099
				南阿蘇村長陽包括支援センター 地区：長陽 0967-67-8456
27	西原村	保健衛生課 （住民福祉課）	096-279-4389 (096-279-3113)	096-279-4111

	自治体	介護保険担当課		地域包括支援センター
29	嘉島町	福祉課	096-237-2574 (096-237-2576)	096-237-2981
30	益城町	健康保険課 (福祉課)	096-286-3114 (096-234-6113)	益城町東部圏域地域包括支援センター (こころねっと 東部) 096-289-0099
				益城町西部圏域地域包括支援センター (こころねっと 西部) 096-285-4822
31	甲佐町	福祉課	096-234-1114	096-234-1114
32	山都町	福祉課	0967-72-1229	0967-72-1677
33	氷川町	福祉課	0965-52-5852	0965-62-3456
34	芦北町	福祉課	0966-82-2511	0966-86-2270
35	津奈木町	ほけん福祉課	0966-78-3115	0966-78-5333
36	錦町	保険政策課	0966-38-1113	0966-38-4020
37	あさぎり町	高齢福祉課	0966-45-7215	0966-45-7231
38	多良木町	福祉課	0966-42-1255	上球磨地域包括支援センター
39	湯前町	保健福祉課	0966-43-4112	地区：多良木町・湯前町・水上村
40	水上村	保健福祉課	0966-44-0313	0966-42-6006
41	相良村	保健福祉課	0966-35-1032	0966-35-1144
42	五木村	保健福祉課	0966-37-2214	0966-37-2214
43	山江村	健康福祉課	0966-23-3978	0966-23-2232
44	球磨村	保健福祉課	0966-32-1112	0966-32-1112
45	苓北町	福祉保健課	0969-35-1263	0969-35-1289

●ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは保育所・幼稚園などの送迎や、保護者が病気や自分の都合などでお子さんの育児ができないときに育児の支援を行う「提供会員」と育児の支援を受けたい「依頼会員」で構成し、子育てを地域で相互援助する会員制の活動です。

治療や受診の際に利用できる可能性があります。

事前登録が必要となりますので、お住まいの市町村の各センターへお問い合わせください。

	名 称	場 所	電話番号
熊本市	ファミリー・サポート・センター〈熊本〉	男女共同参画センター はあもにい2階	096-345-3011
八代市	八代市ファミリー・サポート・センター	八代市役所 子ども未来課内	0965-33-8721
人吉市	ファミリー・サポート・センターひとよし	人吉市社会福祉協議会	0966-24-9192
荒尾市	荒尾市ファミリー・サポート・センター 「さくらんぼ」	桜山保育園内	0968-68-0055
水俣市	水俣市ファミリー・サポート・センター	水俣市こどもセンター内	0966-63-8411
玉名市	たまなファミリー・サポート・センター	玉名市福祉センター内	0968-79-7077
天草市	天草市ファミリー・サポート・センター	天草市社会福祉協議会	0969-32-2552
山鹿市	やまがファミリー・サポート・センター	山鹿健康福祉センター内	0968-44-8800
菊池市	菊池市子育てサポートセンター	菊池市福祉会館内	0968-25-5000
宇土市	宇土市ファミリーサポートセンター	宇土市児童センター内	0964-27-3322
上天草市	上天草市ファミリー・サポート・センター	上天草市社会福祉協議会 (本所)	0969-56-2455

	名称	場所	電話番号
宇城市	宇城市ファミリー・サポート・センター	宇城市こどもセンター内	0964-27-5353
阿蘇市	阿蘇市ファミリー・サポート・センター	阿蘇市社会福祉協議会	0967-32-1127
合志市	合志市ファミリー・サポート・センター	合志市保健福祉センター ふれあい館内	096-242-7008
玉東町	玉東町ファミリー・サポート・センター	玉東町社会福祉協議会	0968-85-3150
南関町	なんかんファミリー・サポート・センター	南関町社会福祉協議会	0968-69-9020
長洲町	長洲町ファミリー・サポート・センター	長洲町 ふれあいセンター内	0968-78-4100
和水町	和水町ファミリー・サポート・センター	和水町社会福祉協議会	0968-34-2366
大津町	大津町ファミリー・サポート・センター 「ほほえみ」	大津町 子育て・健診センター内	096-294-9511
菊陽町	菊陽町ファミリー・サポート・センター	菊陽町 福祉支援センター内	096-232-4824
南阿蘇村	南阿蘇村ファミリー・サポートセンター	南阿蘇村社会福祉協議会	0967-67-0294
西原村	西原村子育てサポートセンター・のぎく	西原村地域福祉センター のぎく荘内	096-279-4141
御船町	御船町子育てサポートセンター	御船町 子育てふれあい館内	096-282-6009
嘉島町	嘉島町ファミリー・サポート・センター	嘉島町 子育て支援センター内	096-237-5559
益城町	益城町ファミリー・サポート・センター	益城町交流情報センター 体験学習施設みんなの家	096-289-1631
甲佐町	甲佐町ファミリー・サポート・センター	甲佐町町民センター 児童館	090-1513-5328
山都町	山都町ファミリー・サポート・センター	山都町子育て 支援センター内	0967-72-1928
あさぎり町	あさぎり町ファミリー・サポート・センター	あさぎり町 社会福祉協議会	0966-47-2111

●ひとり親家庭等の日常生活支援事業

ひとり親家庭等の方々が、一時的な用件で子育て等ができない時に、家庭生活支援員を派遣し、家事、子育てのお手伝いを受けることができる事業です。

詳しくは、お住まいの各市町村にお問い合わせください。

